

(仮称) 大滝山風力発電事業
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

平成 30 年 4 月

J R 東日本エネルギー開発株式会社
磐栄運送株式会社

目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	3
(1) 公告の日及び公告方法	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	3
(1) 意見書の提出期間	3
(2) 意見書の提出方法	3
(3) 意見書の提出状況	3
第2章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解	4

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下、「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して1か月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

平成30年1月30日（火）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告（別紙1参照）

下記日刊紙に「公告」を掲載した。

・平成30年1月30日（火）付 福島民報新聞社、福島民友新聞社

※平成30年3月1日（木）、2日（金）、3日（土）、5日（月）に開催する説明会についての公告を含む

② 関係自治会への回覧によるお知らせ

平成30年1月30日（火）から、福島県郡山市及び猪苗代町の下記の自治会にて「お知らせ」を回覧した。（別紙2-1、別紙2-2参照）

- ・郡山市：中山行政区、竹ノ内行政区、下高玉共栄、石筵部落、上高玉町、石筵開拓部落、雑子内町、仲当町、二渡町、七瀬町、荒町、切払町、横川町、青木葉区、対面原町、上ノ原町、安子島区、大峯町、長橋行政区、上伊豆島部落会、下伊豆島部落会
- ・猪苗代町：吾妻地区小田区、吾妻地区達沢区、吾妻地区中ノ沢区、長瀬地区、月輪地区

③ インターネットによるお知らせ

平成30年1月30日（火）から、下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

・福島県のウェブサイト（別紙3-1参照）

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/>

・猪苗代町のウェブサイト（別紙3-2参照）

<http://www.town.furudono.fukushima.jp/>

・JR東日本エネルギー開発株式会社 ウェブサイト（別紙3-3参照）

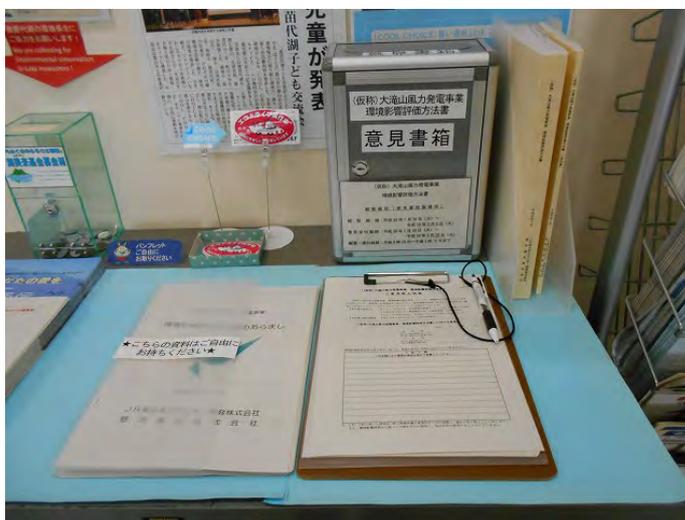
<http://www.jr-energy.jregroup.ne.jp/>

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の計4箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用より縦覧を行った。

① 関係自治体庁舎での縦覧

- ・福島県庁 西庁舎8階 生活環境部環境共生課
(福島県福島市杉妻町 2-16)
- ・郡山市役所 郡山市役所生活環境部生活環境課
(福島県郡山市朝日 1-23-7)
- ・郡山市役所熱海行政センター
(福島県郡山市熱海町熱海 1-1)
- ・猪苗代町役場企画財務課
(福島県耶麻郡猪苗代町字城南 100)



② インターネットによるお知らせ

- ・JR 東日本エネルギー開発株式会社 ホームページ
<http://www.jr-energy.jregroup.ne.jp/>

(4) 縦覧期間

- ・縦覧期間：平成30年1月30日（火）から平成30年3月6日（火）
(土・日・祝日を除く。)
- ・縦覧時間：午前8時30分～午後5時15分

なお、インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、終日アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（意見書提出者数）は3件、うち意見提出は3件であった。

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告の方法

説明会の開催公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

(別紙1、別紙2、別紙3参照)

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所、及び来場者数は以下のとおりである。

① 平成30年3月1日(木) 18:00～19:00

・開催場所：達沢生活改善センター(福島県猪苗代町蚕養字入寿家乙3674-3)

・来場者数：5名

② 平成30年3月2日(金) 18:00～19:00

・開催場所：熱海公民館中山分館(福島県郡山市熱海町中山字早稲田2)

・来場者数：5名

③ 平成30年3月3日(土) 19:00～20:00

・開催場所：小田集会所(福島県猪苗代町大字蚕養字上村南乙2236-2)

・来場者数：27名

④ 平成30年3月5日(月) 19:00～20:00

・開催場所：ユラックス熱海(福島県郡山市熱海町熱海2-148-2)

・来場者数：5名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成30年1月30日(火)から平成30年3月20日(火)まで

(郵送の受付は当日消印まで有効とした。)

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

①縦覧場所に設置した意見書箱への投函(別紙4参照)

②JR東日本エネルギー開発株式会社への書面郵送、電子メールの送信

(3) 意見書の提出状況

意見提出は3通、意見総数は33件であった。

第2章 環境影響評価方法書に対する環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条及び第9条に基づく、方法書について提出された環境保全の見地からの意見の概要及びこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解(1)

＜自然環境＞

福島県福島市A氏

意見	一般の意見	事業者の見解
1	<p>本事業に対しては、計画段階配慮書において、対象地域の重要性と保全の必要性について、既存の各種規制や現地状況を提示し、事業の撤回を求めてきたところですが、御社の見解と方法書における具体的な風力発電機設置予定区域には配慮が感じられません。特に、「風況のよい尾根上を風力発電機設置予定区域とすることで、保安林及び緑の回廊を極力回避した対象事業区域を選定しました」との見解は、そもそも風力発電機の適地は尾根上であることは、周知の事実であり、その尾根上こそが、地形的、自然生態系的にも極めて重要な区域であることは、「白神山地」の林道開発でも広く認知された事実であります。</p> <p>また、国有林では、かつての拡大造林政策（人口（工）林化）を推進する中であっても、尾根上の森林は「保護樹帯」として保全されてきました。その事実が山地の崩壊を免れたといっても過言ではありません。1000mを越える分水嶺での本事業は極めて危険な開発と言わざるを得ません。特に石筴地区は「山葵沢川」「西ノ沢川」が防災面並びに農業用水として重要性が高く、源流域での開発行為が直接影響するものと危惧されます。さらに、深沢川は郡山市の水源として利用されており、市当局からも保全を求める意見が寄せられているとともに、防災面での配慮も不可欠であります。加えて、近隣地域での大型風力発電施設の稼働によるクマタカ等、大型猛禽類への影響も関連付けて調査検討する他、ツキノワグワ、ニホンザル等、大型哺乳類禽類の生息、生態の変化（農業被害等）についても的確に評価すべきであります。</p> <p>最後に改めて、「自然環境保全地域」「国有保安林」「保護林」「緑の回廊」の保全を強く求め、計画の断念を切望します。</p>	<p>今後の風力発電設備の配置の検討において、尾根上の地形改変や樹木伐採等を極力抑制するとともに、河川や沢筋等からの距離の確保に努めます。事業の実施にあたっては、石筴地区の山葵沢川、西ノ沢川、中山地区の深沢川を含めて防災面、水利用に適切な配慮を行います。</p> <p>また、「自然環境保全地域」への風力発電機の設置は回避し、「国有保安林」「保護林」「緑の回廊」については専門家等へのヒアリング結果を踏まえた現地調査を実施し、動植物の移動経路としての利用状況を確認した上で、関係機関と協議を行い、環境配慮について検討いたします。</p> <p>大型猛禽類、大型哺乳類等については、今後の現地調査により生息状況等を把握し、事業による影響及び環境保全措置について検討いたします。</p>

注：一般の意見(黒文字)は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解(2)

＜動物＞

神奈川県川崎市B氏

意見	一般の意見	事業者の見解
2	<p>■意見は要約しないこと 意見書の内容は、貴社側の判断で要約しないこと。要約することで貴社の作為が入る恐れがある。 事業者見解には、意見書を全文公開すること。</p>	意見は原文のとおり記載いたしました。
3	<p>■事業者見解をまとめないこと 事業者は、住民等が環境保全の見地から出した配慮書への意見について、「ひとからげ」にして見解を述べたが、論点がずれており「意見に対しての」見解になっていない。よって、以下の■印で示した項目について、「それぞれ」見解を述べること。</p>	<p>■印で示した各項目について見解を記載いたしました。</p>
4	<p>■コウモリ類について 事業者は重要種以外のコウモリについて影響予測や保全をしないようだが、「重要種以外のコウモリは死んでも構わない」と思っているのか？日本の法律ではコウモリを殺すことは禁じられているはずだが、本事業者は「重要種以外のコウモリ」について、保全措置をとらずに殺すつもりか？</p>	重要種以外のコウモリ類については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、専門家等の助言も踏まえながら、適切な環境保全措置を検討いたします。
5	<p>■バットストライクの予測は定量的に行うこと P425 住民等意見に対して事業者は「国内における既往知見は少なく、バットストライクの定量的な予測手法は確立されていないのが現状です」などと述べているが、バットストライクについては定量的な予測手法や<u>日本語のマニュアルも存在する。</u> 事業者はバットストライクの予測を「定性的」に行いたいようだが、事業者が行う「高度別飛翔状況の確認（自動録音バットディテクターによる調査）」は定量調査であり、前述の通り「定量的な予測手法や<u>マニュアルも存在する。</u>」よって、バットストライクの予測は「定量的」に行い、年間の衝突頭数を予測し、保全措置により何個体低減するつもりか、<u>具体的数値を示すこと。</u></p>	<p>高度別調査については、音声データを基に定量的な把握に努めます。 予測については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、専門家等の助言も踏まえながら検討いたします。</p>
6	<p>■サーチライトによるコウモリ類確認について P342 の大学名誉教授（鳥類・生態系）がコウモリについて「サーチライトを上空に照らして空間飛翔高度を確認することにより、衝突確立（率）の予測データを取得できる」と述べているが、「コウモリの衝突確立（率）の予測データを取得した」という根拠となる論文を示すこと。</p>	<p>サーチライトによるコウモリ類の空間飛翔高度の確認は、捕獲調査、バットディテクターによる高度別調査等を補完するための調査手法としてご意見をいただいたものです。 ご意見の内容につきましては、今後の情報収集に努めます。</p>
7	<p>■専門外の専門家にヒアリングを行っているのは不適切 事業者がヒアリングした P342 の大学名誉教授（鳥類・生態系）は「コウモリ類の専門家」ではない。仮に「コウモリ類の生態に精通」していたとしても、専門外なら「愛好家と同じ」である。「異分野の専門家（愛好家）」の言うことが必ずしも正しいとは限らない。これは、ハロー効果という錯覚である。コウモリ類については、「コウモリ類の専門家（コウモリ類の研究者）」の意見を聞くべきだが、事業者は「別分野の専門家」にヒアリングを行っており不適切である。</p>	調査、予測及び評価は、方法書に対するご意見を踏まえ、コウモリ類について学識と経験のある専門家等から助言を受け、実施いたします。
8	<p>■専門家へのヒアリング年月日が記載されていない。 専門家ヒアリングは適切な時期に実施するべきだが、年月日が記載していなければ適切な時期にヒアリングを実施したのか閲覧者は判断できない。よってヒアリング年月日を記載するべきではないのか。</p>	今後の環境影響評価手続きにおいて、ヒアリング実施日の記載について検討いたします。

注：一般の意見（黒文字）は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解(2) つづき

<動物>

神奈川県川崎市B氏

意見	一般の意見	事業者の見解
9	<p>■コウモリの音声解析について</p> <p>コウモリの周波数解析（ソナグラム）による種の同定は、国内ではできる種とできない種がある。図鑑などの文献にあるソナグラムはあくまで参考例であり、実際は地理的変異や個体差、ドップラー効果など声の変化する要因が多数あるため、専門家でも音声による種の同定は慎重に行う。仮に種の同定を誤れば、当然ながら誤った予測評価につながるだろう。よって、無理に種名を確定しないで、グループ（ソナグラムの型）に分けて利用頻度や活動時間を調査すべきである。</p>	<p>音声による種の同定に課題があることは認識しており、確実に同定できないものについては、周波数解析はソナグラムの型に分けて調査結果を整理し、可能な限り利用頻度や活動時間などの把握に努めます。</p>
10	<p>■コウモリの音声録音について</p> <p>捕獲やサーチライトによって攪乱が起こるので、自動録音調査と捕獲調査・サーチライト調査は、同日に行うべきではない（捕獲・サーチライト調査日の録音データは解析に使用しないこと）。</p>	<p>自動録音調査と捕獲調査の実施日については、可能な限り重ならないように努めますが、調査日が重なる場合には、データの扱いについて留意いたします。</p>
11	<p>■コウモリ類の調査について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コウモリの調査は「鳥類、生態系の専門家」ではなく、「コウモリ類の専門家」の指導のもとで行うべきではないのか。 ・6月下旬～7月中旬はコウモリ類の出産哺育期にあたるため、捕獲調査を避けるべきではないのか。 ・ハーブトラップでは樹冠上を飛翔するタイプのコウモリ（ヤマコウモリやヒナコウモリなど）を捕獲できない。カスミ網なら捕獲できるので、「コウモリ相調査」をするつもりならば「コウモリ類の専門家の指導のもと」でカスミ網も併用するべきであろう。 ・捕獲したコウモリは、麻酔をせずに、種名、性別、年齢、体重、前腕長等を記録し、速やかに放獣するべきではないか。 ・捕獲個体やねぐらに残した幼獣への影響が大きいので、ハーブトラップは、かならず夜間複数回見回るべきだ（夕方設置して、見回りせずに朝方回収などということをして絶対に行わないこと）。 	<p>捕獲調査については、事前に専門家等に調査計画を確認頂き、指導を受けた上で実施いたします。</p> <p>なお、捕獲調査を行う際には、方法書に記載したとおりカスミ網とハーブトラップを併用するほか、ご指摘いただいた事項にも注意し、対象個体の健康に影響がないように調査を進めます。</p>
12	<p>■バットディテクターによる調査について</p> <p>バットディテクターの探知距離は短く、地上からでは高空、つまりブレードの回転範囲の音声はほとんど探知できない。よって準備書には使用するバットディテクターの探知距離とマイクの設置方向（上向きか下向きか）を記載すること。</p> <p>なお「仕様書に書いていない（ので分からない）」などと回答をする事業者がいたが、バットディテクターの探知距離は影響予測する上で重要である。わからなければ自分でテストして調べること。</p>	<p>ご意見のとおり、バットディテクターの探知距離を事前に把握し、探知距離とマイクの設置方向を準備書に記載します。</p>
13	<p>■コウモリ類飛翔高度別調査地点について</p> <p>自動録音バットディテクターによる調査地点が1か所のみであるが、その根拠を述べよ。「利用頻度を比較する」つもりならば、すべての風力発電機設置位置（50箇所）において日没前から日の出まで自動録音調査するべきではないのか。</p>	<p>高度別調査地点は、専門家等の助言も踏まえ、対象事業実施区域の風況を代表する大滝山山頂付近に設置された風況観測施設を予定しています。</p> <p>なお、調査時間については日没前から日の出まで自動録音調査を実施いたします。</p>
14	<p>■コウモリ類飛翔高度別調査の調査時間について</p> <p>自動録音バットディテクターによる調査時間の記載がない。日没1時間前から、日の出1時間後まで毎日録音すること。同時に風速、気温、降雨量を記録すること。</p>	<p>高度別調査の調査時間については専門家等の助言も踏まえながら、調査時間を検討いたします。</p> <p>また、調査結果について、各調査日の風速、気温、降水量を記録します。</p>

注：一般の意見（黒文字）は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解(2) つづき

<動物>

神奈川県川崎市B氏

意見	一般の意見	事業者の見解
15	<p>■「回避」と「低減」の言葉の定義について 事業者とその委託先のコンサルタントにあらかじめ指摘しておく。事業者らは「影響の回避」と「低減」の言葉の定義を本当に理解しているだろうか。 事業者らは、コウモリ類への保全措置として「ライトアップをしない」ことを掲げるはずだが、「ライトアップをしない」ことは影響の『回避』措置であり、『低減』措置ではない。「ライトアップしないこと」により「ある程度のバットストライクが『低減』された事例」は、これまでのところ一切報告がない。</p>	<p>ご意見としていただいた事項も踏まえ、本事業におけるコウモリ類の環境保全措置については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、専門家等の助言も踏まえながら、環境保全措置を検討いたします。</p>
16	<p>■回避措置（ライトアップアップの不使用）について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。 これについて事業者は「ライトアップをしないことにより影響はある程度低減できると思う」などと主張すると思うが、「ある程度は低減できると思う」という主張は事業者の主観に過ぎない。</p>	<p>ご意見としていただいた事項も踏まえ、本事業におけるコウモリ類の環境保全措置については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、専門家等の助言も踏まえながら、環境保全措置を検討いたします。</p>
17	<p>■回避措置（ライトアップアップの不使用）について2 ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。これは事実だ。昆虫類はライトだけでなくナセルから発する熱にも誘引される。またナセルの隙間、ブレードの回転音、タワー周辺の植生や水たまりなどコウモリ類が誘引される要因は様々であることが示唆されている。 つまりライトアップは昆虫類を誘引するが、だからといって「ライトアップをしないこと」により「コウモリ類の誘引を完全に『回避』できるわけではない。完全に『回避』できないのでバットストライクという事象、つまり「影響」が発生している。アセスメントでは影響が『回避』できなければ『低減』するのが決まりである。よって、コウモリ類について影響の『低減』措置を追加する必要がある。</p>	<p>ご意見としていただいた事項も踏まえ、本事業におけるコウモリ類の環境保全措置については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、専門家等の助言も踏まえながら、環境保全措置を検討いたします。</p>
18	<p>■コウモリ類の保全措置（回避）について 樹林内に建てた風車や、樹林（林縁）から200m以内に建てた風車は、バットストライクの高リスクだが、これまでの研究でわかっている。低空（林内）を飛行するコウモリでさえ、樹林（林縁）から200m以内ではバットストライクの高リスクとなる。よって、風力発電機は樹林から200m以上離すこと。</p>	<p>国内におけるバットストライクの発生メカニズムについては明らかになっていないと認識しております。 今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、専門家等の助言も踏まえながら、引き続き新たな知見の収集に努め、環境保全措置を検討いたします。</p>
19	<p>■コウモリ類の保全措置は「実施可能」である 事業者、知事及び大臣は「環境影響を可能な限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する（させる）」つもりがあるのだろうか？最新の科学的知見によれば、『カットイン風速限られた期間と時間帯に高く設定し、低速時のフェザリングをすること（低減措置）』のみがコウモリの保全措置として有効な方法であることがわかっている。この方法は、事業者が「実施可能」かつ「最新の知見に基づいた」、コウモリ類の環境保全措置である。環境保全措置は安全側にとる（させる）はずだ。ならば適切な保全措置を実施せよ（させよ）。</p>	<p>環境保全措置については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、専門家等の助言も踏まえながら検討いたします。 また、引き続き新たな知見の収集に努めます。</p>

注：一般の意見（黒文字）は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解(2) つづき

<動物>

神奈川県川崎市B氏

意見	一般の意見	事業者の見解
20	<p>■日本の風発事業者は恥ずべき存在か 欧州ではコウモリの保全措置として、「カットイン風速の値を上げることと低風速時のフェザリング」が行われている。「コウモリの活動期間中」にカットイン風速を少しだけあげ、さらに「低風速時」にフェザリングを行えば、巨額なコストをかけずバットストライクの発生を抑えられることは世界的な常識である。「適切なコウモリの保全措置を実施しない」日本の風発事業者は、世界的に見れば恥ずべき存在である。</p>	<p>環境保全措置については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、専門家等の助言も踏まえながら検討いたします。 また、引き続き新たな知見の収集に努めます。</p>
21	<p>■事業者はP425『国内における既往知見は少なく』『事後調査で（コウモリの死体を確認したら）必要に応じて保全措置を検討する』などと主張しているが、国内でも既にバットストライクは発生しており、報告もされている。事業者が「既往知見が少ない」と主張する、その根拠を示すこと。</p>	<p>風力発電事業が環境影響評価法の対象となつて以降、供用後の事後調査においてバットストライクの情報が蓄積されつつある段階と認識しており、引き続き今後の情報収集に努めます。</p>
22	<p>■コウモリ類の保全措置について 事業者は目先の利益を優先し、自分たちの子孫につなぐべき生物多様性をとりあげてはいけません。事業者はP425『国内における既往知見は少なく』『事後調査で（コウモリの死体を確認したら）必要に応じて保全措置を検討する』などと主張しているが、コウモリの繁殖力は極めて低いので、一時的な殺戮が地域個体群へ与える影響は大きい。コウモリの活動期間中に『カットイン風速を少しあげ、さらに低風速でフェザリングを行えば』、バットストライクの発生を低減できることはこれまでの研究でわかっている。『ライトアップをしないこと』はバットストライクを『低減する効果』は確認されていない。さらに『事後調査』は環境保全措置』ではない。『影響があることを予測』しながら『適切な保全措置』をとらないのは、「発電所アセス省令」に違反する。</p>	<p>環境保全措置については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、専門家等の助言も踏まえながら検討いたします。 また、引き続き新たな知見の収集に努めます。</p>
23	<p>■コウモリ類の保全措置を先延ばしにするな 事業者は「国内における既往知見は少なく保全措置は実施しない（殺した後に追加検討する）」と主張しているが、国外だけでなく国内においてもバットストライクは「多数」生じており、報告されている。「影響があることを知りながら適切な保全措置をとらない」のは、未必の故意、つまり「故意にコウモリを殺すこと」に等しい。</p>	<p>国内におけるバットストライクの発生メカニズムについては明らかになっていないと認識しております。 今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、専門家等の助言も踏まえながら、引き続き新たな知見の収集に努め、環境保全措置を検討いたします。</p>
24	<p>■コウモリ類の保全措置を先延ばしにするな2 P425 事業者見解には、「衝突の発生頻度は周辺の環境特性（地形・植生等）や気象条件、生息密度などによって異なることが推測されます。そのため風車稼働後には事後調査を行い、風車ごとの立地特性や発生要因を精査するとともに、（中略）必要に応じて追加的な環境保全措置を検討する予定です」とある。「最初から事後調査ありきのアセスである」ことを露呈しているが、アセスの手続きとしては不適切な考えである。 仮に「衝突の発生頻度は周辺の環境特性（地形・植生等）や気象条件、生息密度などによって異なる」ことが事実としても、それが「保全措置を後回しにしてよい」根拠にはならない。</p>	<p>国内におけるバットストライクの発生メカニズムについては明らかになっていないと認識しております。 今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、専門家等の助言も踏まえながら、引き続き新たな知見の収集に努め、環境保全措置を検討いたします。</p>

注：一般の意見（黒文字）は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解(2) つづき

<動物>

神奈川県川崎市B氏

意見	一般の意見	事業者の見解
25	<p>■コウモリ類の保全措置を先延ばしにするな3 P425 事業者見解には、「衝突の発生頻度は周辺の環境特性（地形・植生等）や気象条件、生息密度などによって異なることが推測されます。そのため風車稼働後には事後調査を行い、風車ごとの立地特性や発生要因を精査するとともに、(中略) 必要に応じて追加的な環境保全措置を検討する予定です」とある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「衝突の発生頻度は周辺の環境特性（地形・植生等）や気象条件、生息密度などによって異なる」からこそ、重点的な「事前の現地調査」が必要なのではないのか？ ・事業者の方法書では「(風車 50 基に対して) 高高度調査は 1 地点のみに設定」したが、これは上記「風車ごとの立地特性や発生要因を精査する」という事業者見解と矛盾する。 ・バットストライクの予測手法を記載した文献はあるので、「コウモリ類の専門家（バットストライクについての知識があるもの）」に詳細を聞いたうえで、予測に必要なデータを集めること。必要十分な調査をして保全措置を「風車稼働開始時から」「安全側で」必ず実施すること。 	<p>高度別調査地点は、専門家等の助言も踏まえ、対象事業実施区域の風況を代表する大滝山山頂付近に設置された風況観測施設を予定しています。</p> <p>調査、予測及び評価は、方法書に対するご意見を踏まえ、コウモリ類について学識と経験のある専門家等から助言を受け、実施いたします。</p>

注：一般の意見（黒文字）は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解(3)

<動物>

埼玉県さいたま市C氏

意見	一般の意見	事業者の見解
26	<p>コウモリ類について 欧米での風力発電アセスメントにおいて、最も影響を受ける分類群として、コウモリ類と鳥類が懸念されており(バット&バードストライク)、その影響評価等において重点化されている。</p> <p>国内でもすでに風力発電機によるバットストライクが多数起きており、不確実性を伴うものではなく、確実に起きる事象と予測して影響評価を行うべきである。</p> <p>このことを踏まえて環境保全の見地から、本方法書に対して以下の通り意見を述べる。</p> <p>なお、本意見は要約しないこと。</p> <p>1. p. (342), 鳥類の専門家に哺乳類であるコウモリ類について聞くべきではない。少なくとも哺乳類の専門家にコウモリ類のヒアリングを行うこと。</p>	<p>調査、予測及び評価は、方法書に対するご意見を踏まえ、コウモリ類について学識と経験のある専門家等から助言を受け、実施いたします。</p> <p>なお、意見は原文のとおり記載いたしました。</p>
27	<p>2. p. (342), サーチライト調査ではコウモリ類の種類、飛翔個体数、飛翔高度を把握することはできない。</p>	<p>サーチライトによるコウモリ類の空間飛翔高度の確認は、捕獲調査、バットディテクターによる高度別調査等を補完するための調査手法としてご意見をいただいたものです。</p>
28	<p>3. p. (342), コウモリ類に対するサーチライト調査は既に効果が得られないことが報告されている(経済産業省、2016.平成27年度発電所環境審査調査報告書)。それでも実施する理由を述べよ。</p>	<p>サーチライトによるコウモリ類の空間飛翔高度の確認は、捕獲調査、バットディテクターによる高度別調査等を補完するための調査手法としてご意見をいただいたものです。</p>
29	<p>4. 50基の予定基数に対して、コウモリ類の高高度音声調査が1地点では、地形変化のある事業予定地におけるコウモリ類の飛翔状況の概要すら把握することはできない。主尾根および各枝尾根に1地点ずつまたは予定基数の10%の調査地点を設定する必要がある。</p>	<p>高度別調査地点は、専門家等の助言も踏まえ、対象事業実施区域の風況を代表する大滝山山頂付近に設置された風況観測施設を予定しています。</p>
30	<p>5. 高高度音声調査において、風況ポールの3か所に取り付けるのはなぜか、根拠を示すこと。また少なくともマイク設置高を記述する必要がある。</p>	<p>バットディテクターに接続するマイク感度の状況をふまえて3層としましたが、ご意見も踏まえ専門家等に助言をいただきつつ検討いたします。</p> <p>マイクの設置高は準備書に記載します。</p>
31	<p>6. 高高度調査におけるマイクの設置高は、ブレード回転域と外の2か所で十分である、その代わりに調査地点数を増やすこと。</p>	<p>マイクの設置高は、ご意見も踏まえ専門家等に助言をいただきつつ検討いたします。</p> <p>高度別調査地点は、専門家等の助言も踏まえ、対象事業実施区域の風況を代表する大滝山山頂付近に設置された風況観測施設を予定しています。</p>
32	<p>7. サーチライト調査を削除し、高高度音声調査を重点化する必要がある。</p>	<p>サーチライトによるコウモリ類の空間飛翔高度の確認は、捕獲調査、バットディテクターによる高度別調査等を補完するための調査手法としてご意見をいただいたものです。</p>
33	<p>8. ただちにコウモリ類専門家等の意見を取り入れ、十分な経験と知識を持った者による適切な調査を実施し、定量的な予測・評価を行う必要がある。</p>	<p>調査、予測及び評価は、方法書に対するご意見を踏まえ、コウモリ類について学識と経験のある専門家等から助言を受け、実施いたします。</p>

注：一般の意見（黒文字）は原文のとおり記載している。

○日刊新聞における公告

福島民友新聞社、福島民報社（平成 30 年 1 月 30 日（火））

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)大滝山風力発電事業 環境影響評価方法書」を縦覧いたします。

一、事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 事業者の名称 JR 東日本エネルギー開発株式会社
 代表者の氏名 代表取締役社長 中島 等
 主たる事務所の所在地 東京都港区新橋三丁目三番十四号
 事業者の名称 磐栄運送株式会社
 代表者の氏名 代表取締役 村田 裕之

二、対象事業の所在地
 主たる事務所の所在地 福島県いわき市泉町下川字大剣一番地九七
 (仮称)大滝山風力発電事業
 発電所の原動力の種類 風力(陸上)

三、対象事業実施区域
 最大発電出力十五万キロワット
 位置する大滝山を含む山稜上
 福島県郡山市と猪苗代町の行政区界

四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
 福島県郡山市、猪苗代町

五、縦覧の場所 福島県庁生活環境部環境共生課(西庁舎八階、郡山市役所生活環境部生活環境課、熱海行政センター、猪苗代町役場企画財務課)

縦覧の期間 平成三十年一月三十日(火)から
 平成三十年三月六日(水)まで
 縦覧の時間 午前八時半から午後五時十五分まで
 (土・日・祝日を除く)

電子縦覧 <http://www.jre-energy.jiregroup.ne.jp/>
 平成三十年一月三十日(火)午前零時から
 平成三十年三月七日(水)午前十時まで

六、意見書の提出 環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は書面に住所、氏名、ご意見(意見の理由を含む)を日本語でご記入のうえ、縦覧場所に備え付けております意見書箱にご投函くださるか、平成三十年三月二十日(火)までに八の問い合わせ先へご郵送ください(当日消印有効)。

七、住民説明会の開催場所・日時

- (1) 達沢生活改善センター(猪苗代町蚕養字入寿家乙二六七四二三) 平成三十年三月一日(木)午後六時から午後七時
- (2) 熱海公民館 中山分館(郡山市熱海町中山字早稲田二) 平成三十年三月二日(金)午後六時から午後七時
- (3) 小田集会所(猪苗代町大字蚕養字上村南乙二二三六八一) 平成三十年三月三日(土)午後七時から午後八時
- (4) 郡山ユラックス熱海(郡山市熱海町熱海二一四八一一) 平成三十年三月五日(月)午後七時から午後八時

八 問い合わせ先(意見書の提出先) 〒一〇五-〇〇〇四
 東京都港区新橋三丁目三番十四号 田村町ビル九階
 JR 東日本エネルギー開発株式会社
 電話 〇三六-〇六六-〇七六 午前十時から午後五時まで
 (担当) 企画管理部 広報担当

○郡山市の自治会への回覧お知らせ（平成 30 年 1 月 30 日（火））

回覧 風力発電事業に係る図書縦覧のお知らせ

JR東日本エネルギー開発株式会社が計画する「(仮称)大滝山風力発電事業」に係る環境影響評価方法書の縦覧を実施しますのでお知らせいたします。

福島県は、「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン」の中で、復興のための主要施策として再生可能エネルギーの飛躍的な推進を目指しています。

現在、福島県郡山市と猪苗代町の行政区界に位置する大滝山周辺にて、JR東日本エネルギー開発株式会社および磐栄運送株式会社が風力発電事業の計画を進めています。

このため、以下の内容で、対象事業の環境影響評価方法書の縦覧を実施します。

1. 環境影響評価方法書の縦覧場所、期間

場所：福島県庁生活環境部環境共生課(西庁舎八階)、郡山市役所生活環境部生活環境課、郡山市役所熱海行政センター、猪苗代町役場企画財務課

HP 縦覧：<http://www.jr-energy.jregroup.ne.jp/>

期間：平成 30 年 1 月 30 日（火）～3 月 6 日（火）（意見受付は 3 月 20 日（火）まで）

時間：8 時 30 分から 17 時 15 分まで

2. 住民説明会の実施場所、日時

場所：中山公民館（熱海町中山字早稲田 2）

日時：平成 30 年 3 月 2 日（金）18 時 00 分から 19 時 00 分まで

場所：ユラックス熱海 第 1～3 会議室（熱海町熱海 2-148-2）

日時：平成 30 年 3 月 5 日（月）19 時 00 分から 20 時 00 分まで

3. 事業の場所

郡山市と猪苗代町の行政区界に位置する大滝山を中心とした区域（右図の枠の範囲）

4. 意見の提出について

(仮称)大滝山風力発電事業 環境影響評価方法書について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見書に必要事項を記入のうえ、意見書箱に投函ください。

5. 問い合わせ先

JR東日本エネルギー開発株式会社

電話番号：03-6206-6076

〒105-0004 東京都港区新橋 3-3-14

田村町ビル9階

担当者：企画管理部 広報担当

6. 環境影響評価実施会社

日本工営株式会社



 JR東日本エネルギー開発株式会社
JR - EAST Energy Development Co., Ltd.

○猪苗代町の自治会への回覧お知らせ（平成 30 年 1 月 30 日（火））

回覧 風力発電事業に係る図書縦覧のお知らせ

JR東日本エネルギー開発株式会社が計画する「(仮称)大滝山風力発電事業」に係る環境影響評価方法書の縦覧を実施しますのでお知らせいたします。

福島県は、「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン」の中で、復興のための主要施策として再生可能エネルギーの飛躍的な推進を目指しています。

現在、福島県郡山市と猪苗代町の行政区界に位置する大滝山周辺にて、JR東日本エネルギー開発株式会社および警栄運送株式会社が風力発電事業の計画を進めています。

このため、以下の内容で、対象事業の環境影響評価方法書の縦覧を実施します。

1. 環境影響評価方法書の縦覧場所、期間

場所：福島県庁生活環境部環境共生課(西庁舎八階)、郡山市役所生活環境部生活環境課、郡山市役所熱海行政センター、猪苗代町役場企画財務課

HP 縦覧：<http://www.jr-energy.jregroup.ne.jp/>

期間：平成 30 年 1 月 30 日（火）～3 月 6 日（火）（意見受付は 3 月 20 日（火）まで）

時間：8 時 30 分から 17 時 15 分まで

2. 住民説明会の実施場所、日時

場所：達沢生活改善センター（猪苗代町蚕養字入寿家乙 3674-3）

日時：平成 30 年 3 月 1 日（木）18 時 00 分から 19 時 00 分まで

場所：小田集会所（猪苗代町大字蚕養字上村南乙 2236-2）

日時：平成 30 年 3 月 3 日（土）19 時 00 分から 20 時 00 分まで

3. 事業の場所

郡山市と猪苗代町の行政区界に位置する大滝山を中心とした区域（右図の枠の範囲）

4. 意見の提出について

(仮称)大滝山風力発電事業 環境影響評価方法書について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見書に必要事項を記入のうえ、意見書箱に投函ください。

5. 問い合わせ先

JR東日本エネルギー開発株式会社

電話番号：03-6206-6076

〒105-0004 東京都港区新橋 3-3-14

田村町ビル9階

担当者：企画管理部 広報担当

6. 環境影響評価実施会社

日本工営株式会社



JR東日本エネルギー開発株式会社
JR - EAST Energy Development Co., Ltd.

○インターネットによる「お知らせ」

(福島県 ウェブサイト)

福島県
文字の大きさ 拡大 標準 色を変えよう 印刷

< 暮らし・環境
県政情報

現在地: [ホーム](#) > [環境影響評価実施案件](#) > (仮称)大滝山風力発電事業環境影響評価方法書が公告・縦覧開始されました。< H30.1.30 >

(仮称)大滝山風力発電事業環境影響評価方法書が公告・縦覧開始されました。< H30.1.30 >

ツイート | 1 | 印刷用ページを表示する | 掲載日: 2018年1月30日更新

(更新情報)
平成30年1月30日(火)環境影響評価方法書が公告・縦覧開始されました。

事業の名称	(仮称)大滝山風力発電事業	
事業者	JR東日本エネルギー開発株式会社 磐城運送株式会社	
事業の種類	風力発電所設置事業	
事業の実施区域	郡山市と猪苗代町の行政界付近に位置する大滝山を含む山陸上	
事業の規模	出力 最大150,000kW(定格出力2,000kW×3,600kWの風力発電機を最大50基設置)	
関係地域(※)	郡山市及び猪苗代町	
配慮書	公告日	平成29年 7月25日(火)
	縦覧期間	平成29年 7月25日(火)～平成29年 8月23日(水)
	意見書提出期間	平成29年 7月25日(火)～平成29年 8月 6日(水)
配慮書	縦覧場所	福島県庁生活環境部環境共生課(西庁舎8階)、郡山市役所生活環境部生活環境課、郡山市役所熱海行政センター、猪苗代町役場企画課
	福島県環境影響評価委員会	開催日 平成29年 8月 1日(火)(事業者説明等) 平成29年 9月12日(火)(知事意見に係る答申(案)審議)
	知事意見	通知日 平成29年 9月21日(水) PDFファイル(300KB)
	公告日	平成30年 1月30日(火)
方法書	縦覧期間	平成30年 1月30日(火)～平成30年 3月 6日(火)
	意見書提出期間	平成30年 1月30日(火)～平成30年 3月20日(火)
	縦覧場所	福島県庁生活環境部環境共生課(西庁舎8階)、郡山市役所生活環境部生活環境課、郡山市役所熱海行政センター、猪苗代町役場企画課
	説明会の開催	1. 平成30年3月1日(木) 午後6時から午後7時まで 熱海生活改善センター(猪苗代町温泉字入舟家乙3674-8) 2. 平成30年3月2日(金) 午後6時から午後7時まで 熱海公民館 中山分館(郡山市熱海町中山字早稲田2) 3. 平成30年3月3日(土) 午後7時から午後8時まで 小田集会所(猪苗代町大字温泉字上村南乙2296-2) 4. 平成30年3月5日(月) 午後7時から午後8時まで 郡山ユラックス熱海 会議室(郡山市熱海町熱海2-148-2)
	意見数	福島県環境影響評価委員会 開催日 知事意見 通知日
準備書	公告日	
	縦覧期間	
	意見書提出期間	
	説明会の開催	日時 場所
	意見数	福島県環境影響評価委員会 開催日 知事意見 通知日
評価書	公告日	
	縦覧期間	
工事着手の届出		
工事完了の届出		
事後調査報告書	公告日 縦覧期間	
対象事業の廃止等		
備考		

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe社が提供するAdobe Readerが必要です。
Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。(無料)

このページに関するお問い合わせ先
[環境共生課 環境影響評価担当](#)
 〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16
 Email: kyousei@pref.fukushima.lg.jp | Tel: 024-521-7250 | Fax: 024-521-7927 | [電子メールでのお問い合わせはこちら](#)

福島県庁(県庁へのアクセス) | 〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16 | Tel: 024-521-1111(代表) | E-mail: kncbu@pref.fukushima.lg.jp
 個人情報の取り扱いについて | リンク・著作権・免責事項の取り扱いについて | 福島県ホームページについて | RSS配信について | 福島県の広告事業について
 Copyright © 2014 Fukushima Prefecture All Rights Reserved.

14

○インターネットによる「お知らせ」

(猪苗代町 ウェブサイト)

The screenshot shows the official website of Otsukage Town. At the top, there is a navigation bar with links for Home, Internal Information, Residents, Business, and Access. A blue banner at the top of the main content area contains the title of the notice: 「(仮称)大滝山風力発電事業 環境影響評価方法書」概要のお知らせ. Below the banner, the text explains that the notice is based on the Environmental Impact Assessment Method for the project. The notice is organized into six numbered sections: 1. Project Name (Project: JR East Energy Development Co., Ltd. Ootakage Wind Power Generation Project), 2. Project Name (Project: Large-scale Wind Power Generation Project in Ootakage, Capacity: 150,000 kW), 3. Project Location (Ootakage Wind Power Generation Project, Ootakage Wind Power Generation Project, Ootakage Wind Power Generation Project), 4. Project Location and Time (Project Location: Ootakage Wind Power Generation Project, Project Time: From the start of construction in FY2018 to the end of construction in FY2020), 5. Notice Content (Notice Content: Notice of the Environmental Impact Assessment Method for the project), and 6. Contact Information (Contact Information: JR East Energy Development Co., Ltd. Ootakage Wind Power Generation Project, Ootakage Wind Power Generation Project).

○インターネットによる「お知らせ」

(JR 東日本エネルギー開発株式会社 ウェブサイト 平成 30 年 2 月 27 日時点)

[会社概要](#) | [事業内容](#) | [ミッション](#) | [アクセス](#) | [お問い合わせ](#)
 Corporate Info | Solution | Mission | Access | Contact

環境アセスメントについて INFORMATION

「(仮称)大高山風力発電事業」に係る環境影響評価方法書の公表及び縦覧について

「(仮称)大高山風力発電事業に係る環境影響評価方法書」(以下、方法書)を、環境影響評価法に基づき公表します。

※方法書は、2018年01月30日(火)～2018年03月07日(水)午前10時00分までの期間中は閲覧が可能です。
 ※当社ウェブサイト以外での閲覧、閲覧期限を過ぎた場合は表示できません。
 ※当社ウェブサイト上で閲覧期間中でも、ご使用のブラウザ、プラグインが対応していない場合は表示できません。
 ※方法書閲覧時のブラウザは、Internet Explorerを推奨します。
 ※ダウンロードしての閲覧や印刷することはできません。

表紙・目次

- 第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 第2章 対象事業の目的及び内容
- 第3章 対象事業実施区域及びその周辺の概況 3.1 自然的状況 (その1)
- 第3章 対象事業実施区域及びその周辺の概況 3.1 自然的状況 (その2)
- 第3章 対象事業実施区域及びその周辺の概況 3.2 社会的状況
- 第4章 対象事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の手法
- 第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解
- 第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
- 第7章 その他環境省令で定める事項
- 第8章 環境影響評価方法書を受託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

要約書
 環境影響評価方法書に対する意見書の提出について・意見書様式

方法書の縦覧

縦覧場所
 福島県庁 生活環境部 環境共生課 (西庁舎八階)
 郡山市役所 生活環境部 生活環境課
 郡山市役所 熱帯行政センター
 猪苗代町役場 企画財政課

縦覧期間：2018年01月30日(火)～2018年03月06日(火)
 (土・日・祝日を除く随時)

意見書には、必ず住所・氏名(法人その他の団体は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)をお書きください。
 環境影響評価方法書に対する意見の内容及びその理由を書いてください。
 住所、氏名、対象方法書の名称、意見の内容及びその理由を記入してあれば、環境影響評価方法書に対する意見書の用紙を使用しなくても結構です。
 また、電子メールでも受け付けます。

お問い合わせ先
 JR東日本エネルギー開発株式会社 担当：企画管理部 広報担当
 TEL：03-6206-6076
 時間：午前10時00分から午後5時00分まで(土・日・祝日を除く)

[前のページに戻る](#)

[ページトップに戻る](#)

プライバシーポリシー | サイトマップ
 Copyright © JR-EAST Energy Development Co., Ltd. All Rights Reserved.

「(仮称)大滝山風力発電事業 環境影響評価方法書」

ご意見記入用紙

「(仮称)大滝山風力発電事業 環境影響評価方法書」について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見書に必要事項をご記入のうえ、意見書箱に投函、または、下記住所まで郵送にてお送りください。なお、下記メールアドレスでも受付けております。

【意見書の提出先】 〒105-0004 東京都港区新橋3-3-14 田村町ビル9階
JR東日本エネルギー開発株式会社 企画管理部 広報担当宛
TEL : 03-6206-6076 E-mail : q-oot2-jed@jr-energy.co.jp

【意見書の提出期限】 平成30年3月20日(火) [当日消印有効]

「(仮称)大滝山風力発電事業 環境影響評価方法書」に対する意見書

平成 年 月 日

お 名 前

法人その他の団体にあつては、
法人名・団体名、代表者に氏名

ご 住 所

法人その他団体にあつては、
主たる事務所の所在地

環境影響評価法第8条の規定に基づき、環境の保全の見地から次のとおり意見を述べる。

ご 記 入 欄 (日本語により意見の理由を含めて記載してください。)

注:なお、ご記入頂いた情報は、個人情報保護の重要性を十分に認識し、適正に取り扱うことと致します。
また、環境影響評価法に基づく手続きのみに使用し、他の目的に使用することはございません。